

## 市民マナー条例（推進計画）とは

### 市民マナー条例とは

市民生活において特に迷惑となる行為の禁止について必要な事項を定めることにより、市民の清潔で安全かつ快適な生活環境を確保することを目的とした条例（条例第 1 条抜粋）で平成 19 年に制定したもの。条例制定の経緯やその後の改正については、裏面の「市民マナー条例の経緯」参照。また、対象となる行為については、別添チラシ「清潔で安全・快適なまちづくりについて」を参照下さい。

### 芦屋市市民マナー条例推進計画とは

市と市民及び事業者が協働して、より一層清潔で安全かつ快適な生活環境の確保に向けた取組を総合的に推進するため、平成 26 年 3 月に「芦屋市市民マナー条例推進計画」が策定されました。

なお、推進計画書は以下のような作りになっています。

- ・市が条例制定後に行ってきたこれまでの取組
- ・市民のかた等へのアンケート調査の結果
- ・現状の課題（アンケート結果等からみえてきた）
- ・今後の取組の方向性
- ・基本目標別の具体的な取組
- ・推進体制

調査結果から、芦屋市は美しく快適なまちと一定評価されていますが、まだ禁止区域外でのマナー違反や解決に至らない課題もあり、より一層の取組が必要ということで、今後の取組の方向性を示しています。その柱には以下の 4 つキーワードと基本目標があります。

- ①「知らせる」・・・より一層の周知・啓発を行う
- ②「学 ぶ」・・・子どもたちからマナーを守る心を育む
- ③「行動する」・・・市・市民・事業者の一体的な取組を行う
- ④「つなぐ」・・・継続的な取組を行う仕組みを創る

そして、この計画を推進していく上で、本連絡会が設置されました。

### 推進連絡会の目的・役割について

より一層の取組を進めるにあたって、本連絡会は、市民や事業者様などさまざまなネットワークをお持ちの団体様及び行政関係者から選出された委員により構成されており、事業の進捗管理を行い、次年度の活動へ反映させることを目的としています。なお、昨年度は、中間検証を実施しております。